

資料1 用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「本事業」とは、富士見公園再編整備事業をいい、富士見公園の再編整備とその維持管理・運営を行う PFI 事業と、民間事業者による飲食・物販施設等の民間収益施設の設置管理を行う Park-PFI 事業から成る。
2. 「PFI 事業」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき、富士見公園の再編整備に係る設計及び建設・工事監理業務を行い、本市に所有権を移転するとともに、事業契約書に定める事業期間中、富士見公園の維持管理・運營業務を行う事業をいう。
3. 「Park-PFI 事業」とは、都市公園法第 5 条の 2 に基づく公募設置管理制度（Park-PFI 制度）を活用し、富士見公園内において、公募対象公園施設の設置・管理運営及び公募対象公園施設との一体的な整備により魅力向上が期待される特定公園施設の整備を行う事業をいう。
4. 「民間事業者」とは、本事業を実施する事業者をいい、「事業者」と「Park-PFI 事業者」とをあわせて「民間事業者」という。
5. 「事業者」とは、PFI 事業の実施に際して市と事業契約を締結し、PFI 事業を実施する者をいう。
6. 「Park-PFI 事業者」とは、Park-PFI 事業の実施に際して市と実施協定を締結し、Park-PFI 事業を実施する者をいう。
7. 「本事業区域」とは、本事業の対象となる区域であり、「資料 4 事業区域図」に示す、富士見公園のうち約 11.8ha の区域をいう。
8. 「PFI 整備施設」とは、PFI 事業において整備する公園施設をいう。
9. 「公募対象公園施設」とは、Park-PFI 事業において整備する施設のうち、都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」をいう。
10. 「特定公園施設」とは、Park-PFI 事業において整備する施設のうち、都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」をいう。
11. 「利便増進施設」とは、Park-PFI 事業において整備する施設のうち、都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」をいう。
12. 「本施設」とは、富士見公園のうち、本事業区域及び当該区域内の全ての公園施設をいう（ただし、①公募対象公園施設、②利便増進施設、③自主事業のために民間事業者が設置管理許可又は占用許可を受ける施設を除く）。

なお、設計、建設・工事監理業務では、PFI 整備施設及び特定公園施設をいい、維持管理・運營業務では、PFI 事業者の指定管理区域及び当該区域内の全ての公園施設をいう。

富士見公園			
事業対象区域外 (カルッツ等)	本事業区域(「本事業の対象区域」)		
	Park-PFI整備施設		PFI整備施設
	公募対象公園施設 ・利便増進施設	特定公園施設	
	本施設(=指定管理業務の対象範囲) ※土木施設、建築施設で構成		
	建築施設	土木施設	

13. 「公園利用者」とは、富士見公園及び公園内の施設を利用する市民及び市外の利用者をいう。
14. 「供用開始」とは、本施設の一部又は全部の供用を開始することをいう。
15. 「供用開始予定日」とは、本施設の一部又は全部の供用を開始する予定日をいい、工期区分ごとに以下のとおりとする。
  - 一期工事部分…令和6年1月1日以降で入札参加者が提案し、本市が承諾した日
  - 二期工事部分…令和6年4月1日（入札参加者の提案により、供用開始予定日の前倒しが可能）
  - 三期工事部分…令和6年10月1日（入札参加者の提案により、供用開始予定日の前倒しが可能）
  - 四期工事部分…令和8年4月1日（入札参加者の提案により、供用開始予定日の前倒しが可能）
  - 五期工事部分…令和9年4月1日（入札参加者の提案により、供用開始予定日の前倒しが可能）
  - Park-PFI事業による各施設…令和6年10月1日（入札参加者の提案により、供用開始予定日の前倒しが可能）
16. 「法令」とは、法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
17. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象、又は疫病や感染症のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
18. 「設計図書」とは、要求水準書及び公募設置等指針に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
19. 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設の改修工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
20. 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。
21. 「修繕」とは、劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替えは除く。
22. 「保守」とは、対象物の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
23. 「点検」とは、対象物の機能及び劣化の状態を一つ一つ調査することをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応措置を判断することを含む。
24. 「清掃」とは、汚れを除去するための作業又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。